

<性能検査料金及び性能確認検査料金表>

■ゴンドラ

公益社団法人ボイラ・クレーン安全協会

【検査基本料金】

① チェア型・デッキ型を除くゴンドラ

・人力により昇降させるもの

(1基につき)

積 載 荷 重	検査基本料金	消費税	合計
—	11,800 円	1,180 円	12,980 円

・動力により昇降されるもの

(1基につき)

積 載 荷 重	検査基本料金	消費税	合計
0.25トン未満のもの	18,800 円	1,880 円	20,680 円
0.25トン以上のもの	23,500 円	2,350 円	25,850 円

② チェア型・デッキ型のゴンドラ(いわゆる可搬式のもの)

・人力により昇降させるもの

(1基につき)

積 載 荷 重	検査基本料金	消費税	合計
—	11,100 円	1,110 円	12,210 円

・動力により昇降されるもの

(1基につき)

積 載 荷 重	検査基本料金	消費税	合計
0.25トン未満のもの	17,800 円	1,780 円	19,580 円
0.25トン以上のもの	22,300 円	2,230 円	24,530 円

③ チェア型・デッキ型のゴンドラ(いわゆる可搬式のもの 年間100台以上)

・人力により昇降させるもの

(1基につき)

積 載 荷 重	検査基本料金	消費税	合計
—	9,400 円	940 円	10,340 円

・動力により昇降されるもの

(1基につき)

積 載 荷 重	検査基本料金	消費税	合計
0.25トン未満のもの	15,000 円	1,500 円	16,500 円
0.25トン以上のもの	17,800 円	1,780 円	19,580 円

【検査技術料金】

(1基につき)

	検査技術料金	消費税	合計
是正確認	10,000円	1,000円	11,000円
一部未了(注1)	10,000円	1,000円	11,000円
部分確認(注2)	10,000円	1,000円	11,000円

注1：一部未了とは、有資格者が不在のため運転試験ができない場合、荷重の準備がなく荷重試験ができない場合等で検査日以外に実地再検査・確認を実施するものをいいます。

注2：機材の一部(継ぎジブ、つり具等)が取り揃えられていないため、性能検査時に確認できない場合、別途機材の一部を確認するものをいいます。

【備考】

- 1 「チェア型」及び「デッキ型」とは、 Gondola検査証の「種類及び型式」欄に記載された区分によるものです。
- 2 「③チェア型・デッキ型の Gondola (いわゆる可搬式のもの 年間 100 台以上)」の料金は、チェア型及びデッキ型の Gondola性能検査について一つの事務所に年間合計100台以上の申込みがある企業の料金です。
- 3 検査の料金は、消費税額を除き検査基本料金、是正確認・一部未了・荷重試験・部分確認の料金(以下「検査技術料金」という。)に次項に定める所定時間外(年末年始の12月29日から翌年1月3日に行う検査を除く。)の割増し料金及び検査地への出張料金を加えた合計とします。
- 4 所定時間外の検査の料金は、前項の検査基本料金、検査技術料金に1.3(午後10時から午前5時までの深夜時間帯にあっては2.0)を乗じて得た額から100円未満の端数を切り捨てた額とします。
- 5 検査を実施する場所が次に掲げるところのいずれかに該当するときは、検査地への出張料金として、協会が定める交通費、日当及び宿泊料を徴収します。

検査申込事務所については、別途定める事務所若しくは設置者の所在地がある事務所とします。

ただし、協会の都合により検査申込事務所以外の事務所等が検査を実施する場合は、検査申込事務所が検査を実施したとみなして出張料金が必要な場合は、当該出張料金を徴収します。

なお、天候不良等不可抗力により不測の事態が発生した場合の費用負担については、協議し決定するものとします。

- (1) 離島
- (2) 北海道または事務所のない県で隣接する県に事務所がある場合を除き、かつ、検査申込事務所所在地から合理的行程50km以上の遠隔地。ただし、千葉事務所の事務所所在地は千葉駅であるとみなします。
- (3) 北海道においては、函館労働基準監督署の管轄を除き函館事務所所在地からの合理的行程が100km以上の遠隔地。
- (4) 事務所のない県で隣接する県に事務所がある場合においては、検査申込事務所所在地から合理的行程100km以上の遠隔地。
- (5) 1基のみの休日検査においては、検査申込事務所所在地(千葉事務所は千葉駅)から合理的行程50km以上の遠隔地。
- (6) 北海道内で、2基以上を行う休日検査においては、函館労働基準監督署の管轄を除き函館事務所からの合理的行程が100km以上の遠隔地。
- (7) 事務所のない県で隣接する県に事務所がある場合で、2基以上を行う休日検査においては、検査申込

事務所所在地からの合理的行程が100km 以上の遠隔地。

- 6 福島第一原子力発電所の敷地内において性能検査、是正確認・一部未了・荷重試験・部分確認を実施する場合、協会が別途に定めるところにより日当を徴収します。
- 7 除染特別区域内の帰還困難区域において検査業務に従事した場合、協会が別途に定めるところにより日当を徴収します。
- 8 検査の時間が、午後10時から午前5時までの夜間(深夜)に検査を実施する場合は、協会が別途に定めるところにより深夜日当を徴収します。
- 9 年末年始の12月29日から翌年1月3日に行う検査の料金は、備考 1 の検査基本料金、検査技術料金に1.3を乗じて得た額から100円未満の端数を切り捨てた額とする。なお、所定時間外の割増料金については、備考 4 の定めを準用します。
- 10 検査技術料金は、実機ごとに徴収するものとする。ただし、次に掲げる場合は除くものとします。
 - (1) 他の性能検査に合わせて是正確認又は部分確認を行う場合
 - (2) 複数基同一の是正確認を要する場合で、確認内容が共通するものであり、複数基同時に確認できる場合は、一基分の料金を徴収します。
- 11 検査日当日、申込者の都合により検査が実施出来ない場合は、協会が別途定める交通費を徴収します。
- 12 検査に係る出張料金(交通費、日当及び宿泊料)及び深夜日当は別途定めております。
- 13 検査技術料に係る出張料金(交通費、日当及び宿泊料)及び深夜日当は備考 12 に準じます。
- 14 銀行等の振込手数料は検査申込者においてご負担願います。